

令和 6 年 2 月 2 日

一般社団法人青森県タクシー協会

青森県における運賃改定実施による労働条件の改善状況

青森県においては、令和 5 年 6 月 15 日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 13.96%）いたしました。これによる令和 5 年 7 月から 12 月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

93 社（会員 88 社 員外 5 社）

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

2 全運転者に係る運転者 1 人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

103% 以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
69 社	3 社	3 社	3 社	3 社	1 社	3 社	1 社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1 社	6 社	93 社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後 6 カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後 6 カ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$